

鉛等有害物質が含まれている塗料の剥離作業に対し、厚生労働省労働基準局安全衛生部より下記の通達が
出され、施工業者・作業者及び発注者にも周知徹底が求められています。

- 3 2により、当該塗料の成分について鉛等の有害物が確認された場合は、当該塗料の剥離等作業を行う事業者は、鉛中毒予防規則等関係法令に従い、湿式による作業の実施、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用等を実施すること。
- 4 鉛等有害物を含有する塗料の剥離等作業を、近隣環境への配慮のために隔離措置された作業場や屋内等の狭隘で閉鎖された作業場（以下「隔離区域等内作業場」という。）で作業を行う場合は、当該区域内の鉛等有害物の粉じんの濃度は極めて高濃度になるため、次の措置を行うこと。
 - (1) 剥離等作業は必ず湿潤化して行うこと。湿潤化が著しく困難な場合は、当該作業環境内で湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じた上で作業を実施すること。
 - (2) 隔離区域等内作業場に粉じんを集じんするため適切な除じん機能を有する集じん排気装置を設けること。この際、集じん排気装置の排気口は外部に設けること。また、集じん排気装置は作業場の空間に応じて十分な排気量を有するものとすること。
 - (3) 隔離区域等内作業場より粉じんを外部に持ち出さないよう洗身や作業衣等の洗浄等を徹底すること。
 - (4) 隔離区域等内作業場については、関係者以外の立ち入りを禁じ、区域内で作業や監視を行う労働者については、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを着用させること。
なお、電動ファン付き呼吸用保護具については、フィルターを適切な期間ごとに交換するなど適切に管理して使用させること。
 - (5) 呼吸用保護具については、隔離区域等内作業場より離れる都度、付着した粉じんを十分に拭い、隔離区域等内作業場とは離れた汚染されていない場所に保管すること。
 - (6) 隔離区域等内作業場の粉じんを運搬し、又は貯蔵するときは、当該粉じんが発散するおそれがないよう堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすること。また、それらの保管については、一定の場所を定めておくこと。
- 5 鉛業務に常時従事する労働者に対し、法令に基づき鉛健康診断を行うとともに、鉛中毒の症状を訴える者に速やかに医師の診断を受けさせること。また鉛中毒にかかっている者及び健康診断の結果鉛業務に従事することが適当でないと認める者に対しては、労働安全衛生法第66条の5に基づき、医師等の意見を勘案して、鉛業務に従事させない等の適切な措置を講じること。

「呼吸が楽」「安全性が高い」「経済的」呼吸運動形 PAPR (Powered Air-Purifying Respirators) 保護具シリーズ

●電動ファン付き呼吸用保護具

Sy11F

- ・型式検定合格番号
第TP23号(フィルタV3/OV取付時)
第TP18号(フィルタV3取付時)
- ・半面形面体
- ・国家検定合格品
(区分 大風量形/PL3/S級)

[仕様] フィルタ交換インジケーター付・
伝声器付・半面形

601230 0001



●電動ファン付き呼吸用保護具

Sy185

- ・型式�定合格番号
第TP30号(フィルタV3/OV取付時)
第TP27号(フィルタV3取付時)
- ・全面形面体
- ・国家検定合格品
(区分 大風量形/PL3/S級)

[仕様] フィルタ交換インジケーター付・
伝声器付・全面形

601230 0000



・本体には、面体ユニット・バッテリー・充電器・ユニットカバー等がセットされています。

・フィルタ及びフィルタガードは別売りです。

・JIS T 8157:2009適合品の本体(AP-S11P又はAP-S185Pシリーズ)に、国家検定合格品のフィルタを取り付けた場合、JISの性能を満たします。

●フィルタ交換インジケーター

フィルタの目詰まりによって、面体内圧が継続して陰圧になった場合、LEDが点滅します。

Sy11F

Sy185

●伝声器

マスクを付けたままでも会話が明瞭です。

Sy11F

Sy185

